

## 羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第4日）

議事日程 令和8年3月12日（木曜日）午前 9時30分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

- 1) 議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち、  
総務文教委員会所管分
- 2) 議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち、  
総務文教委員会所管分

第 3 閉 会

出席委員（6名）

田 口 さとる	委員（委員長）	小 林 誠 弥	委員（副委員長）
小野田 和 男	委員	増 田 敏 雄	委員
野 中 一 城	委員	島 村 勉	委員

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

栗 原 繁	総 務 部 長	根 岸 紀 夫	市民生活課長
秋 山 正 代	課 長 補 佐 兼 市 民 係 長		
島 村 信 久	企 画 財 務 部 長	杉 山 浩 二	企 画 課 長
佐 藤 将 史	財 政 課 長	関 口 祐 也	情 報 政 策 係 長
高 橋 あ い	課 長 補 佐 兼 財 政 係 長		
福 地 光 宏	経 済 環 境 部 長	今 成 義 暢	商 工 課 長
久 保 弘 之	農 政 課 長	小 林 良	商 工 振 興 係 長

中嶋英貴	課長補佐兼 農村整備係長		
高野達	学校教育部長	米花竜二	教育総務課長
柿沼宏充	学校教育課長	田口恵里子	学校教育課参事
新井和典	生涯学習部長	渡邊泰弘	生涯学習課長
根岸剛	スポーツ一ツ 振興課長	前澤有佑	課長補佐兼 生涯学習係長
櫻井洋介	スポーツ一ツ 振興係長		

事務局出席者

中村憲人	書記
------	----

午前 9時30分 開 議

○田口さとる委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第10号 教育総務課所管部分について、教育総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教育総務課長の米花でございます。

同席している職員を紹介します。

教育総務課総務係長の平川です。どうぞよろしく申し上げます。

着座にて失礼します。

それでは、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）、第10款教育費について説明をいたします。

10款教育費、2項小学校費、3目学校施設建設事業費のうち12節委託料羽生北小学校防球ネット改修工事实施設設計業務委託料60万円は、羽生北小学校の校庭の葛西用水側にある防球ネットが木製の支柱となっており、経年劣化から折れてしまう危険性があることから、これをコンクリート製または鉄製の支柱による防球ネットに改修する工事を行うための実施設計を行うものです。

次に、手子林小学校受変電設備改修工事实施設設計業務委託料91万円は、手子林小学校の受変電設備は設置から37年経過しており、故障等による停電のリスクを回避するため、改修工事を行うための実施設計を行うものです。

次に、第3項中学校費、3目学校建設費、中学校施設建設事業のうち12節委託料西中学校受変電設備改修工事实施設設計業務91万円は、こちらも西中学校の受変電設備が設置から30年を経過しており、故障等による停電のリスクを回避するため、改修工事を行うための実施設計を行うものです。

ページが替わります。

次に、中学校屋内運動場空調設備設置工事实施設設計業務委託料1,600万円は、市内3中学校の屋内運動場に空調設備を設置する工事を行うための実施設計を行うもので

す。

空調設備の設置場所については、西中学校は、1階武道場、3階アリーナ部分、南中学校と東中学校は、1階アリーナ部分を想定しており、また、空調方式は自立型ガス式エアコンを想定しております。

次に、14節工事請負費、東中学校渡り廊下防水改修事業費252万円は、東中学校校舎東側の2階の渡り廊下については、雨漏りが続いていることから、屋上部分の防水改修工事を行うものです。

次に、西中学校校舎1号館トイレ改修工事請負費1億2,264万円は、西中学校校舎1号館の1階から3階までの各階にある男女の生徒用トイレ及び1階にある男女の教師用トイレについて、全ての和式便器の洋式化、乾式床への改修、天井及び床等の内装、照明器具、給排水設備の全面改修を行うものでございます。また、1階には独立した車椅子対応の多機能トイレを新たに1か所追加いたします。

財源としまして、国の学校施設環境改善交付金2,300万円、地方債の西中学校校舎1号館トイレ改修事業債9,900万円、残りは一般財源です。

なお、以上6事業については全額を繰越明許として平成8年度に繰り越します。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 中学校の3校の空調、屋内運動場のということで、西中は、武道場はどんなように使っているのか、分かるか。授業か何かのときに何で使うのか、ほかのところは武道場ないじゃない。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 現在、武道場部分については、部活動で主に使っているというふうに認識をしております。

また、避難所の有効面積としては、武道場の部分も入っておりますので、今回、その機能を確認するということで空調の対象としているところでございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 ほかはないよね、東と南は、武道場。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

- 米花竜二教育総務課長 東、南については、武道場はありませんで、中2階というか中間ぐらいのところに卓球場がそれぞれ、南中と東中はあるという状況にはなっています。
- 田口さとる委員長 島村委員。
- 島村 勉委員 そこをじゃやるということね、そこも。
- 田口さとる委員長 教育総務課長。
- 米花竜二教育総務課長 その部分も有効面積として対象にして設計を行いたいと考えております。
- 田口さとる委員長 島村委員。
- 島村 勉委員 あと、西中学校のトイレ改修、今、1階から3階、教職員用も入れて、100%ということですか。
- 田口さとる委員長 教育総務課長。
- 米花竜二教育総務課長 今回改修するものについては、全て洋式化にして和式トイレは設置しない工事を予定しております。
- 田口さとる委員長 島村委員。
- 島村 勉委員 和式はわざわざ設置しないだろうけれども、そうじゃなくて、100%になるんですか、洋式が。
- 田口さとる委員長 教育総務課長。
- 米花竜二教育総務課長 今回1号館のトイレの改修をした後の洋式化率は西中全体で71.6%になります。
- 田口さとる委員長 島村委員。
- 島村 勉委員 1号館は全部で、ほかは71.6%ですか。
- 米花竜二教育総務課長 1号館の今回トイレを全て改修した後に西中全体の洋式化率が71.6%になります。
- 田口さとる委員長 島村委員。
- 島村 勉委員 1号館は100%か。
- 米花竜二教育総務課長 1号館、これで100%になります。
- 島村 勉委員 ということは、1号館が一番多いわけよね。
- 田口さとる委員長 教育総務課長。
- 米花竜二教育総務課長 トイレの数としては、1号館が一番多いということになってきますが、まだ2号館のほうのトイレの改修には着手しておりませんで、洋式化率として

は全体とすると、71.6%にとどまるという状況になります。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 ということは、2号館とかほかのところはかなり低い、50%とかそういうふうな感じか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 校舎、2号館単独で見ると、ご指摘のとおりとなります。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 北小学校の防球ネットの工事のスケジュールをお願いいたします。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回の補正予算ご議決いただきましたら速やかに発注業務に入ります。

実際には、夏休みを使った工事を予定しているところでございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 すみません、先ほどの説明だと、ネットの柱とあとネットも交換するんですか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 ネットも含めて全て交換する予定です。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 ネット交換で夏休みは北小のグラウンドは使用しないということでしょうか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回設計をしまして、具体的な工事の場所とか、物とかが決まってくるので、実際に令和9年の夏休み、工事するときに、事業者が決まった段階でどういった施工が可能かを確認して、例えばその設置箇所だけちょっと一部養生していて侵入禁止するような対応が可能なのか、グラウンド全面的に使用禁止したほうがいいのか、それは令和9年度になりますが、施工業者が決まってから調整したいと思います。

○野中一城委員 了解です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方。

増田委員。

○増田敏雄委員 トイレ改修するとき同時に、手洗い、コロナのときに非接触型だとかレバー型に全面改修するのかな、交換するのかなということをお願いしたんですけれども、建物全面改修工事のときにやりますということで、まだ水道の蛇口がたくさん残っていると思うんですよ。

今回トイレの改修、トイレのほうは洋式化にすると、手洗いもトイレの中で一体化だと思っただけけれども、非接触型か、あるいはレバー型の握らなくてもいいような形に変えるのかということをお聞きします。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回トイレはもうブースの全面改修となりますので、設置場所も全て変わってきます。手洗い場所も含めて改修すると思います。

設置する手洗い場ですが、自動水洗に改修する予定になっております。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりさせていただきます。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 10ページの北小の防球ネットに関して、私からも質問させていただきます。

柱が木製で劣化が経年劣化によるもので交換という話でした。今回、コンクリートとか鉄製のものに変えると。

まず、ちょっと外れるかもしれないけれども、羽生でほかにやはり木製の柱を使っているネットを使った校庭というのはほかにあって、その辺の補修、改修はまた予定されているのかどうかという点が一つ。

それから、コンクリートとか柱にすると、当然危険が伴うと、もちろんこれから制度設計なんで具体的にどうかというのはあれなんですけれども、例えばぶつかったときにけがしないようにスポンジとか巻いたりとかそういうのを考えているのか、そこをちょっとお伺いいたします。

2点お願いします。

○小林誠弥副委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 ほかの学校等で使用している防球ネットについて、木製のものというのはいないんです。北小のものだけということになっております。

施工した後のコンクリート製、鉄製になった場合に、ぶつかったときのクッション材が必要かというところなのですが、学校側とちょっと相談しながら、設置した場合に必要なだと判断されるようであれば、柱に対策をしておりますが、ほかの学校の防球ネットにもなかなかそこまで対策している事例はありませんので、設置しながら、学校側と相談して、必要であれば対応していきたいと考えております。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 木製のものは、ほかでないという話でした。

ただ、コンクリも鉄も無限ではないので、老朽化というのものもあるでしょうとは思いますが、もちろん木製に比べれば長持ちすると思うんですけども、ほかの学校とかもそういうふうな改修予定があるのかしらという点と、もちろん長く使うのであれば、そういった防護策も必要なかなとはちょっと思っているのですが、今回はもちろん学校と協議しながらということでした。

ごめんなさい。ほかのコンクリとか鉄製のネットに関しての老朽具合と交換の予定、計画についてお伺いいたします。

○小林誠弥副委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 防球ネット自体、防球の施設自体ですぐに改修が必要というのは確認をしております。

学校側の点検業務として、都度都度点検していただいておりますので、何かあれば報告を受けるといった形ですが、ネットについては一部ちょっと破れてしまったりとか、そういったものがあるということは確認をしているところです。

○田口さとる委員 分かりました。ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 11ページにあります中学校屋内運動場空調設備の設計委託料、これは1,600万と書いてあります、これは質問するに、これは高いな、どうなんですかと聞いたとき、いや設計料ですよと言われてそれまでなんですけれども、電気式もあるだろうし、灯油式もあるだろうし、もうちょっとこの内容が聞ければ聞きたいなと思うんですけども、お願いします。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 設計業務になってきますので、細かいところだと、図面を作成したりですとか、今回入れる予定の空調の機器についての詳細図であったり、電気を使いますので配線図と、図面関係を作成するというのが一般的になっております。

今回、試算に当たっては、他市で行っている空調設備設置工事にかかった設計委託料等を参照させていただいて、そこからの積算をしたということです。

1,600万円は3校で1,600万円ですので、金額としてイメージ的には高いと思われるのは承知はしているんですが、他市の事例を確認したところで行くと、比較対象にはなりますが、それほど高い設計金額を積算しているという状況ではないということとはご理解いただければと思います。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 いや高い、安いは分かんないんだけど、この間も西中で生徒たちからの質問が結構ありました。早くエアコンを欲しいということで、こういう設計やって、いつ頃完全にエアコンが入る予定なんですかね。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 設計自体は、補正予算等を可決しましたらすぐに着手します。

実際にその工事をするとき、やはりまた予算化が必要になってきますので、予算が確保できるかどうかというところになります。仮に来年度、9年度に予算が確保できて、工事の契約をした場合に、恐らく設置完了まではトータルで1年ぐらいかかると思われますので、実際に使えるようになるのは、もしかすると令和10年になるかなというふうに想定はしています。

○小野田和男委員 分かりました。よろしくをお願いします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時44分 休憩

午前 9時45分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 学校教育課所管部分、給食センター分について、学校教育課参事に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 学校教育課参事、学校給食センター所長の田口でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち学校給食センター所管部分をご説明申し上げます。

別冊5、羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書11ページ、学校給食施設一般経費をご覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食施設一般経費、12節委託料、膨張タンク更新工事实施設業務128万円でございます。給食センター2階に設置してある膨張タンクが経年劣化により傷んでいる状態であるため、1階ボイラー室に新規に設置をする計画でございます。令和9年度の工事を目標に、実施設計業務を委託するものです。

膨張タンクは、調理や洗浄に使用のお湯がためられているタンクの水温が上昇した際に生じる体積の膨張分を吸収する役割がございます。

次に、14節工事請負費1,546万6,000円は、施設設備に係る工事2件でございます。

1つ目は、スチームコンベクションオープン設置工事請負費1,172万6,000円でございます。経年劣化により、使用が困難となったコンベアオープンを撤去し、様々な調理に対応できるスチームコンベクションオープンを1台追加で設置するものです。現在、2台のスチームコンベクションオープンを使用していますが、1台追加し、合わせて3台で安定的な給食提供を行っていくものです。

2つ目は、給食コンテナ積込場舗装工事請負費374万円でございます。給食配送トラックに、給食コンテナを積み込む駐車場の舗装部分が長年の使用により沈下しており、現在コンテナ室の積み下ろしがスムーズに行えない状況でございます。舗装を打ち直し、これを改善するものです。

なお、これらの補正額は、令和8年度に繰越明許費として繰越し予定でございます。  
以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑はございませんか。

○小林誠弥副委員長 それでは、少し委員長の座をお預かりさせていただきます。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 質問させてください。

まず、膨張タンクなんですけど、これ設置からどのぐらいたっているのかな。やはり経年劣化ということだったんですけど、このぐらい使えばもうしようがない更新なのかなということ、それから膨張タンクの設置、これは1個だけでほかに設置はないのかということをお伺いします。

あと、舗装工事、これも最初に舗装されたのがいつなのか、想像はつくんですけど、やはりトラックとか使うと、あとこのところの夏の苛酷な暑さとかでアスファルトとか溶けたりとか、そういうこともあり得ると思うんです。アスファルトだとそういうことも起きるんで、後で入れ込んだりもする、例えばここをコンクリにしちゃうと、今度ひび割れとかそういう劣化の仕方もあるんでしょうけれども、多少アスファルトより暑さとかに強かったりするのかなと、今回を機会にそういうふうにする予定はあるのかなということをお伺いいたします。

○小林誠弥副委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 まず、膨張タンクのことなんですけど、設置から何年ということのところで、実は給食センターが建築された平成元年から特にこの膨張タンクというところを更新はしていなくて、今回初めて更新をすることになりました。

管とかそういったところの劣化によって、給食提供が止まらないようにというところで計画をしているものでございます。また、現在この膨張タンクの耐用年数というのを見ると、15年くらいというふうには言われております。

もう一つ、ほかに機械があるかというところで、1つだけでございます。

次に、舗装の工事のことですが、この五、六年というところで、特にそこを打ち直すとかということはなかったことは分かっている、大きな工事というのも今までやったという経緯の残っているものもありませんでした。

ただ、見たところ、補償の部分について、少し直したような形跡が、部分的に直したような形跡があったんですけども、ちょっといつ直したというのが申し訳ないんですが、記録に残っていませんでした。

アスファルトのところをコンクリートとかそういった素材、材料のこと、そういったことだと思うんですけども、現在、どういったものかというところは今後検討にはなっていくと思います。今すぐお答えできるものができなくて申し訳ないんですが、よろしくをお願いします。

○田口さとる委員 分かりました。ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 簡単な質問なんですけれども、このスチームコンベクションオープンというの、これは家庭で言うところのスチームオープンのかいものという解釈でいいんですかね。

そういうことであれば、どれぐらい多く大きくて、能力というか一遍に何食分ぐらいオープンでできるんですかね。それちょっと参考に聞きたいと思います。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 スチームコンベクションは、家庭で確かに使っている熱風とか蒸気というものを使っているものの大きい版ということで、その大きいものということで大丈夫です。そう思っていていただいて大丈夫です。

すみません、何食というのが作るものによっても違ってはくるんですけども、棚で言うと、20段ぐらいあって、そこに50センチ掛ける60センチぐらいのホテルパンというものをに入れて調理をするんですが、食数についてちょっとお答えできなくて申し訳ないんですが、その3台を活用して、給食時間に間に合うように調理をしていきたいと思っています。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 でかいのは分かりましたけれども、このコンベクションというのはち

よっと分かんなかったんだけど、何ですかね、コンベクション。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 スチームコンベクションオープンという名前が、スチームが蒸気ということをしていて、コンベクションというのが熱風ということをしていてるので、この機械が蒸気と熱風を使って調理をするという機械になっています。

○小野田和男委員 熱風という意味になるんですね。

○田口恵里子学校教育課参事 熱風という意味でございます。

○小野田和男委員 分かりました。ありがとうございました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時56分 休憩

午前 9時58分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 財政課所管部分について、歳入から第3条まで、併せて財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

財政課課長補佐兼財政係長の高橋でございます。

○高橋あい課長補佐兼財政係長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第10号 令和7年度一般会計補正予算（第12号）の歳入のうち、財政課所管分と第21款市債につきましてご説明させていただきます。

別冊5、補正予算書の7ページになります。

まず、第10款地方交付税になりますが、こちら普通交付税を3億1,062万4,000円増額するものでございます。

これは令和7年度の国補正予算が昨年12月の16日に成立したことに伴い、令和7年度の普通交付税の追加交付を受けたものでございます。

次に、第19款繰越金における前年度繰越金8,930万2,000円の減額となります。これは前年度決算において生じた繰越金を特定財源との充当差額分として計上したものでございます。

今回、普通交付税の増額3億1,062万4,000円のうち8,239万9,000円は、職員人件費などの上昇補填分として交付されました。

そのため、人件費補正については、12月補正にて計上済みでございますが、結果差引きマイナス計上を今回したものでございます。

次に、第21款市債9,900万円の増額でございます。こちら、教育費において、西中学校校舎1号館トイレ改修の財源の一部として9,900万円を計上いたしました。

なお、この事業債については、後年度の元利償還金に対しての地方交付税が見込まれるものでございます。

6ページに移らせていただきます。

第3表地方債補正につきましてご説明させていただきます。

地方債補正につきましては、先ほどご説明させていただきました市債の歳入補正と同様の理由によるものでございます。新たに西中学校第1号館トイレ改修事業9,900万円追加するものでございます。

利率については、当初予算と同じく5%以内と設定させていただいているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○**田口さとる委員長** ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

増田委員。

○**増田敏雄委員** 今のところの地方債の補正なんですけれども、年5.0%、この以内というんだから1%も以内だし、0.01%でも以内だから、以内というのはどこまでも以内で当てはまっちゃうんですけれども、5%でもオーケーというような意味合いが出てきちゃうんですけれども、今の社会で5%って、もう少し低い設定というのはできな

かったんでしょうか。質問です。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 増田委員おっしゃるとおり、5%まではいかないだろうとは思っております。まず前提としまして、今年度途中までは、3.5%以内で利率の限度を定めておりました。

ただ、実際に今借りの調整をし始めているところ、金利上がってきております。現在、埼玉県から現時点で期間12年の返済のものが、昨日2.1%ですという形で、1年前だと1%台なんです。ただ、もう今2.1%まで上がっているということを考えると、多少余裕を持っておいたほうがいいのかなというのがございます。

また、埼玉県内で、ほかの市町村がどのぐらいなのかということも、全体的に調べてみたんですが、今主流は5%になっております。近隣でも、加須、行田も5%まで今回引き上げたというのがありまして、うちもある程度余裕をとったものです。

ただ、5%で設定はしているんですけども、もう少し低い利率で借りることになるとは考えております。

以上でございます。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりさせていただきます。

質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

○田口さとる委員 こちらの財源のところでございます。市債で9,900万円で、一般財源から2,158万円。

後のお話であったとおり、5%で高いというんで、やたらと借りるものでもないなという判断もあるでしょうし、いろんな考えであると思うんですが、この比率、市債と一般財源の比率になった理由、ここに決めた、落ち着いた理由というのがもしあるようだったら、ごめんなさい、説明あったかもしれないですけども、ちょっと教えていただけますでしょうか。もちろん国の補助金との兼ね合いもあると思うんですけども、この比率になった根拠をお願いします。

○小林誠弥副委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 まず、今回の西中学校のトイレ改修事業につきましては、総額約1億2,000万円の事業でございます。1億2,000万円の資金調達をどのように

考えたかというご質問あったかと思います。まず、国の補助金が2,300万円つくというのが一番重要だと考えました。

この国の補助金というのは、令和7年度の国の補正予算で賄われる国の補助金になりますが、この令和7年度の国の補正予算の補助金を使った補助事業につきましては、国の補正予算債と呼ばれる借り方をすることができるものになります。

この国の補正予算債を利用しますと、借りたお金のうち半分、50%を後年度、分割払いになりますが、市に交付税として加算してくれるというふうな仕組みになっております。

そうしますと、できる限り交付税措置のある起債を借りて、交付税措置のない起債を借りないという借り方を財政措置にはしたいと思っております。

その考え方の中でいくと、今回、こちらの西中学校の事業につきましては、国の補助事業も絡めて最大限お金を借りるほうが、市として財源調達としては有利だという判断の中で、最大限借りられる額が今回9,900万円だったというところで、1億2,200万円のうち国庫補助が2,300万円、市債の借入れを9,900万円、残り多少差額が64万なんですけど、その部分については、一般財源で充てるという財源補正を選択したものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですかね。

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成

の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休 憩

午前10時09分 開 議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）別冊5のうち本委員会付託分を議題といたします。

市民生活課所管部分について、市民生活課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 市民生活課長の根岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼市民係長の秋山です。

○秋山正代課長補佐兼市民係長 秋山です。よろしくお願いいたします。

○根岸紀夫市民生活課長 どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち市民生活課所管部分につきましてご説明いたします。

別冊5、18ページをご覧ください。

一番右側説明欄一番上の◎戸籍住民基本台帳一般経費、第12節委託料、458万7,000円は、戸籍情報システム改修委託料184万8,000円と、住民記録システム改修委託料273万9,000円となります。こちらは、昨年、国の補正予算におきまして、戸籍の附票へ旧氏の登録及びその旧氏へふりがなを記載することが計上されたことに伴い、システムの改修を行うものでございます。現在、既存の附票システムに

は旧氏等を記載できないことから、新しい機能を追加するための委託料となります。

また、住民記録システムの改修についても、国の補正予算で計上されております。こちらは、今年の5月26日以降、全国的に戸籍の氏名にふりがなが職権で一括記載されることになり、その後、住民票へ反映していくことになっております。

羽生市以外に本籍地がある方は、その本籍地市区町村から、ふりがなの記載通知が届くことになり、今回、その情報を住民票へ一括記載等が行えるようシステムの改修を行うものでございます。

また、この業務につきましては、年度内に完了することが困難であることから、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 システム改修やっているときに支障はないか。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 システム改修やっているときに特に支障はありません。

今回は一括で、戸籍の氏名にふりがなが記載された後に届いた情報を、住民記録に記載するためのシステム改修になりますので、既存の窓口業務で支障があることはございません。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 今これに、システム改修が4月から5月ということで、稼働が6月ということで、じゃやりながら、併用しながらということですか。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 先ほども言ったんですけれども、戸籍に一括記載されるのが今年の5月26日以降、こちら全国で一気にやるのではなくて、順次登録されてくると思われます。地域によって、6月であったり、11月であったりとあるんですけれども、それが来たやつを住民票に反映していくということになります。全部が全部来るのではなくて、それぞれの地域ごとに来まして、それを基づいてちょっとずつというか、来たものずつ一気に入れていくような形になります。

以上でございます。

○島村 勉委員 了解。

○田口さとる委員長 島村委員。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 開議

○田口さとる委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 市民生活課所管部分の第2条繰越明許費の補正について、市民生活課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 市民生活課長の根岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼市民係長の秋山です。

○秋山正代課長補佐兼市民係長 よろしくお願ひします。

○根岸紀夫市民生活課長 すみません、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち市民生活課所管分につきましてご説明させていただきます。

別冊5、15ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正、款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、自治体情報システム標準化事業、金額、上から2つ目、316万8,000円でございます。こちらは戸籍のシステム改修で、令和7年度までに標準化の仕様に移行していくものとしていましたが、戸籍に対するふりがなの記載等が始まったことで、当初の日程で行いますと、無理な移行作業スケジュールで改修を行うこととなり、今後のシステム稼働に支障

が出るおそれもあることから、令和8年度での確実な実施に向けて、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時21分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 商工課所管部分について、商工課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課長の今成でございます。

同席しております職員は、商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 よろしくお願ひいたします。

○今成義暢商工課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち商工課所管部分につきまして説明を申し上げます。

お手数でございますが、タブレット端末に表示しました別冊5、令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書をご覧ください。

まず、5款労働費のうちページ、右側の説明欄、労働施設一般経費、12節委託料29万7,000円ですが、こちらは羽生勤労者総合福祉センター、通称ワークヒルズ羽生の指定管理料について、電気料の高騰及び水道料金の改定による影響額を増額するものでございます。

次に、タブレット端末に表示をさせていただきます。

こちらの補正予算の概要、20ページでございます。

まず、電気料の高騰分に、20ページを開かせていただきます。

まず、電気料の高騰分につきましては、23万円となっております。算出方法ですが、現在の指定管理料の基礎となっている令和2年度と令和7年度の電気料単価の差額から電気料高騰による影響額を算出し、市と指定管理者で折半したものでございます。

また、水道料金の影響分につきましては6万7,000円でございます。これは水道料金改定後の使用料見込額と改定前の使用料試算額を比較し、影響額を算出したものでございます。

これらの影響額を合計し、29万7,000円の補正予算額とさせていただきました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 この補正、補正というか、増額分というのは、どんな、何%上がったらか、何かありますか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 1.19倍でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 いや、1.19倍はこれが今のかもしれないけれども、基準というのがありますか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 電気料の単価が10%以上徴収をしたときということでございます。

○島村 勉委員 水道は。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 水道につきましては、これは料金改定によって生じたものでございますので、料金改定前との比較をさせていただいております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 今、水道の部分は、例えば、この間幾らか上がった、その分だけをとい

うことだよね。

○今成義暢商工課長 さようでございます。

○島村 勉委員 電気のほうは10%、それは全体的にですね。この商工課と限らず。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 おっしゃるとおり、羽生市の公共施設について全体の基準が10%以上となっております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 10%以上というのは、10%、例えば30%上がったら30%ということかな、もしかして。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 その10%以上上昇した電気料について、その該当施設、公共施設につきましても、指定管理者と協議の上ということで、補正の増額金額については、協議の上決定すると、ワークヒルズの場合は、基本協定の中でそうとなっておりますので、島村委員の質問に対する回答といたしましては、各公共施設の指定管理者と所管課の協議の上、決定してっていくものだと存じます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 農政課所管部分の第2条繰越明許費の補正について、農政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

農政課長。

○久保弘之農政課長 農政課長の久保でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

農政課課長補佐兼農村整備係長の中嶋です。

○中嶋英貴課長補佐兼農村整備係長 中嶋です。よろしくお願いいたします。

○久保弘之農政課長 よろしくよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち農政課所管部分についてご説明申し上げます。

画面は、別冊5、令和7年度羽生市一般会計特別会計補正予算書及び説明書の15ページになります。

ページ中段、第6款農業費、第1項農業費、事業名、用排水路改修事業595万円は、用排水路整備工事において、材料の製作に時間を要し、工事期間が確保できず、年度内の竣工が難しいことから、繰越明許費を設定するものです。この工事は、須影1区、2区の地区要望工事で、使用する幅80センチ、深さ80センチの大型フリーム、延長54.6メートルの工場での製作に時間を要し、据付け等の工程が間に合わないおそれがあったため、繰越手続を行ったものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑はございませんか。

質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時46分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 生涯学習課所管部分について、生涯学習課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 改めまして、おはようございます。

生涯学習課長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席している職員をご紹介します。

生涯学習課長補佐兼生涯学習係長の前澤でございます。

○前澤有佑課長補佐兼生涯学習係長 前澤です。よろしくお願いいたします。

○渡邊泰弘生涯学習課長 恐縮でございますけれども、着座にてご説明いたします。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうち生涯学習課所管分につきましてご説明を始めます。

補正予算説明書の19ページ、説明欄中段になります。

産業文化ホール一般経費、12節委託料308万3,000円につきましては、羽生市産業文化ホールの指定管理料について、電気料の高騰及び水道料金の改定による影響額を増額するものでございます。まず、電気料の高騰分につきましては、288万円でございます。算出方法としましては、現在の指定管理を始めた令和3年度と、令和7年度の電気料単価の差額から、電気料高騰による影響額を算出し、市と指定管理者と協議の上、影響額の2分の1を市で負担するものでございます。

水道料金の影響分につきましては、20万3,000円でございます。算出方法といたしましては、令和7年度の水道使用料、2月、3月分は見込みということになりますが、指定管理を開始しました令和3年度時点での旧水道料金と、令和6年12月に改定しました新水道料金の差額から、水道料金改定による影響額を算出し、市が全額負担をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 オーバーした分の2分の1ということですか。

○田口さとる委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 現実には、オーバーした分というのは実額ということになりますので、そちらの算定はできないということでございますので、令和7年度につきま

では、12月分までは実績値ということにさせていただき、1月、2月、3月は推定ということで見込みを出しまして、3年度と7年度のそれぞれ使用料から電気料、実際払った金額を割ると、1キロワット当たりの単価が出まして、それで計算をして金額を提示させていただいて、先ほど申し上げたように、市と指定管理者と協議の上、この金額でご納得いただけるかという一応確認はさせていただいた上で、今回補正額に載せていただいていますので、実額の不足した2分の1ではないということでございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 取りあえず協議ということが、先ほどちょっとこれも同じところだからなんだけれども、10%以上になった場合はというような、水道のほうは全額というような。

○田口さとる委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 水道料金につきましては、これは市が事業者ということになりますので、市の考えとして、令和6年12月に水道料金の改定を行っているわけですので、これは市のほうで負担させていただくという考えを持っているわけでございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 その改定、値上がりした分は払ってもらいますよということか、比率は。

○田口さとる委員長 生涯学習課長。

○渡邊泰弘生涯学習課長 こちら、やはり令和7年度も12月までは実績があるわけでございます、一応1月から3月につきましては見込みということで、こちらのほうで水道使用量とか水道料金がこのぐらいかかりますというのを算定させていただいた上で、やはり先ほどの同じように指定管理者と協議の上で、この金額の差額については、こちらのほうで全額負担させていただきますということで、実額ではないんですが、見込みということでお願いしている状況でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 スポーツ振興課所管部分について、スポーツ振興課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。

同席職員をご紹介します。

スポーツ振興係長の櫻井でございます。

○櫻井洋介スポーツ振興係長 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○根岸 剛スポーツ振興課長 恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）のうちスポーツ振興課所管部分についてご説明申し上げます。

ページは、先ほどの文化ホール費と一緒にあります、その下段でございます。

保健体育施設一般経費、12節委託料33万1,000円につきましては、新体育館等の指定管理料について、水道料金の改定による影響額を増額するものでございます。

算出方法につきましては、改定後の使用料見込額と改定前の使用料見込額を比較いたしまして、影響額を増額するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 電気料が増額にならなかったのは、影響がなかったということですか。

○田口さとる委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 電気料につきましては、ワークヒルズや文化ホールと考え方は同じなんです、上昇率が10%に満たなかったということで、今回、協議をして、電気料については補填はなしということでやらさせていただいております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 一つ、電気料も多分値上がりしたんだよね、その時期で。それが影響な

かったということか。

○田口さとる委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 電気料の増額分につきましては、市の体育館の場合は、令和4年度を基準としておりまして、令和4年度との比較で上昇率が9%であり、10%に満たなかったということで、今回は協議の結果、変えないということになりました。

○島村 勉委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時57分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 企画課所管部分の第2条繰越明許費の補正について、企画課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

企画課長。

○杉山浩二企画課長 企画課長の杉山でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席させていただきます職員を紹介させていただきます。

情報政策係長の関口でございます。

○関口祐也情報政策係長 関口です。お願いします。

○杉山浩二企画課長 それでは、恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）、第2表の繰越明許費補正のうち企画課所管部分につきまして説明申し上げます。

別冊5の説明書15ページでございます。

本事業は、住民記録や税などの主要な20の業務システムを国が示す標準仕様に統一する、いわゆるシステム標準化を実施する事業でございます。

企画課では、標準化対象20業務のうち、市民生活課所管の戸籍及び戸籍の附票の2業務を除いた18業務の対応を所管しております。

本事業につきましては、令和7年11月に完了する予定でしたが、令和7年10月に、本市のシステムベンダーよりシステムに品質上の問題が確認されたため、実施時期延期の申出があり、本市としましては、令和8年7月に延期を決定いたしました。

つきましては、令和7年度分の事業費全額を繰越明許費補正しようとするものでございます。

なお、先日の令和8年度当初予算の審査時に申し上げましたとおり、先月2月中旬、システムベンダーから、現状でシステム上の問題が解消に至っておらず、令和8年度中のシステム標準化実施が困難であるとの申出がございました。

そのため、令和8年度中のシステム標準化実施は、事実上困難な状況ではございますが、標準化実施に向けたシステムエラー解消等の作業は続ける必要がございますことから、契約を延長しまして、引き続き令和8年度も本事業の対応を行う予定でございます。

また、本事業に関しましては、国のデジタル基盤改革支援補助金の対象となりますことを申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑はございませんか。

○小林誠弥副委員長 それでは、しばし委員長の座をお預かりさせていただきます。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 説明であった20項目のうち戸籍の附票とあともう一個、ちょっとごめんなさい、聞き逃してしまったというか、忘れてしまったんですが、それを除いた18項目について云々かんぬんという話でした。

その2項目、附票ってたしか今のその人の住民票のデータとかを出すものだったような気がするんですけども、附票についての説明と、あと、なぜこの2項目がのぞかれたということ、もう少し詳しく説明をいただけますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 まず、戸籍と戸籍の附票のシステムが市民生活課の所管する部分になりますので、そちらが2業務ということになります。

また、こちらの2業務につきましては、現在、当市のシステムで使っている総合行政システムとは違うシステムを使っておりまして、業者が違う形になっておりますので、対応の時期が変わってくるというところでございます。

戸籍の附票につきましては、恐らく今までの住所の異動ですとか、そういったものが載ってくる記録になっていたものであったと思います。

すみません、所管ではないので記憶でお答えになってしまいますが。

以上でございます。

○田口さとる委員 分かりました。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 財政課所管部分について、歳入から第3条まで併せて財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼財政係長の高橋でございます。

○高橋あい課長補佐兼財政係長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 着座にて失礼いたします。

議案第11号 令和6年度一般会計補正予算（第13号）の歳入のうち財政課所管分と市債についてご説明させていただきます。

別冊5、補正予算書の17ページになります。

第19款繰越金、前年度繰越金4,859万9,000円になります。これは前年度決算において生じた繰越金を特定財源等の充当差額分として繰り入れるものでございます。

次に、第21款岩瀬土地区画整理組合活動支援事業債マイナスの1,100万円減額するものでございます。こちらは地方債補正につきましては先ほどご説明させていただきました、失礼いたしました。これは岩瀬土地区画整理組合への補助金のうち、令和7年度国庫補助対象事業の国の補助額が確定したことに伴う市債の減額となります。

16ページに移らせていただきます。

第3表地方債についてご説明させていただきます。

地方債につきましては、先ほどご説明いたしました市債の歳入補正と同様の理由によるものでございます。

まず、変更につきましては、岩瀬土地区画整理支援事業債を1,100万円減額されます。2億3,940万円から2億2,840万円にするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの課長説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑はございませんか。

それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 討論ございませんか。

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時06分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本委員会への付託事件の審査は全部終了しました。

この際、申し上げます。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時06分 閉 会